

佐世保情報産業プラザ 企業向け貸事務室入居者募集要綱

1. 施設の所在及び名称

所在:佐世保市崎岡町 2720-8

名称:佐世保情報産業プラザ

2. 入居者募集スペースについて

企業向け貸事務室 1F-2 34 m²

3. 佐世保情報産業プラザの概要

1) この施設は、本県においてコンテンツや情報サービス等の情報関連産業の新たな集積を図り、本県第三次産業の高度化、雇用の創出による本県経済の活性化を進めるために整備されている佐世保ニューテクノパーク内に、その支援拠点施設として建設されています。

2) 商談や各種相談の時に利用する「商談コーナー」、イベントやセミナー、県の各種支援を実施する場としての「大小会議室」などの共用ゾーンを設置し、入居者の利便に資するほか、この施設を長崎県北地域における起業や自立のための拠点として広く利用していただけるようになっております。

また、施設については、地震災害に備えた免震構造を採用した建物となっております。

3) 施設の構成

●入居スペース

【1階】	企業向け貸事務室	1F-1	75 m ²
		1F-2	34 m ²
		1F-3	34 m ²
		1F-4	92 m ²
		1F-5	50 m ²
		1F-6	34 m ²

【2階】 企業向け貸事務室 2F-2~7 953 m²

【3階】 企業向け貸事務室 3F-8・9 1,085 m²

※各部屋の許容荷重は 300 kg/m²、電源容量は 50A です。

●共用スペース

【1階】 商談コーナー、大会議室、小会議室、コインシャワー室、リフレッシュルーム

【2階】 サーバ室

【3階】 小会議室

4) 入居期間

10年

但し、期間満了の際に所定の手続きに基づく更新許可を受けることにより、継続入居が可能です。

※空き部屋がある場合、施設内転居は可能です。但し、入居期間は通算します。

5) 使用料等

・入居使用料

3年以内 1平方メートルにつき 1月 780円

3年を超え6年以内 1平方メートルにつき 1月 1,170円

6年超 1平方メートルにつき 1月 1,560円

※使用年限に応じて徐々に上がっていく逡増方式です。

※施設内転居をした場合、使用料の算定基準は「通算入居期間」となります。

・駐車場 1台につき 1月 1,520円

・別途共益費がかかります。(令和元年度:1平方メートルにつき 1月 304円)

・専用倉庫を利用される場合、入居使用料と同額です。

6) 光熱費

電気代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。

4. 入居者への支援について

この施設には、指定管理業者の管理担当者が常駐するほか、具体的な創業支援や各種企業相談に対応するためにインキュベーション・マネージャーが常駐し、事業化及び事業の成長・発展に係る支援を行います。

5. 応募資格及び入居条件

使用申請者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1) ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業、コールセンター等の情報関連企業であること。
- 2) 開発・設計、コンテンツ制作・配信、コールセンター等情報産業プラザの設置目的に照らして適当と認められる業務のために使用すること。
- 3) 県内に事業所を有する企業にあつては、事業所の増設であること。
- 4) 新たに常時雇用する者が5人以上であること。(県内に事業所を有する企業にあつては3人以上であることとし、コールセンターについては50人以上であること。)

6. 入居申請

次に掲げる全ての書類を添えて申請してください。

- 1) 佐世保情報産業プラザ使用許可申請書…様式第1号
- 2) 事業計画書…様式第1-2
- 3) 企業情報報告書…様式第1-3(別紙を含む)
- 4) 住民票の写し(個人の場合)又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- 5) 直近の決算書(法人の場合のみ)

なお、審査の結果、使用が許可された申請者については、入居までに次に示す書類を提出してください。

- 6) 県税及び市町村税に未納がないことを証明する納税証明書

※この書類が提出されない場合には、入居の承認を取り消します。

7. 入居の手続き

使用決定については関係機関、有識者等からなる入居審査会を開催し、申請書の内容や雇用計画、事業計画書等が佐世保情報産業プラザの設置目的に適しているかどうかを確認し、決定いたします。なお、協議経過については通知いたしません。また、提出された申請書類等の提出資料は返却いたしませんのでご了承ください。

1) 申請書類の確認方法

提出された申請書類によって、事業計画等が応募要件を満たしているか等の確認を行います。応募要件を満たしていない申請については、対象から除外されます。

2) 決定方法

入居審査会により決定します。

3) 結果の通知等

審査結果については、決定次第、速やかに申請者に対して文書にて通知します。

4) 実際の入居について

施設の運営・管理全般については、指定管理者が行うこととなっており、入居者決定についても後日、指定管理者より使用許可書が交付されます。

8. 申請書類の作成・提出等

1) 申請書類の作成

申請者は、別途「佐世保情報産業プラザ(企業向け貸事務室)使用許可申請書作成要領」に基づいて申請書類を作成し、必要部数(3セット:正1部、副2部。副については写しでも可)を提出してください。

(注1)書類に不備等がある場合は、申請対象となりません。作成要領をご覧ください、注意して記入してください。(書式は変更しないでください。)

2) 申請書類の提出及び問い合わせ先

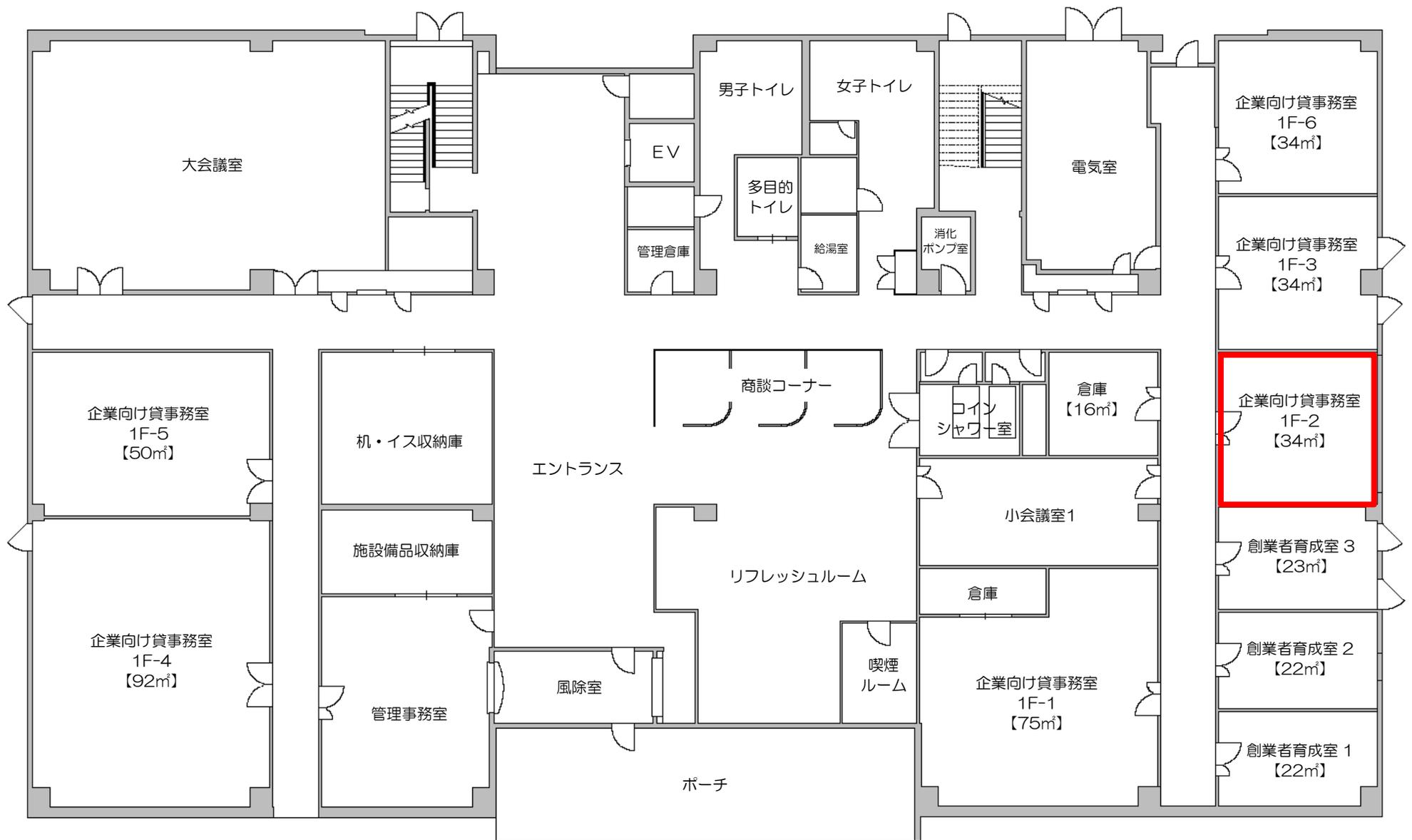
〒859-3226 佐世保市崎岡町 2720-8

佐世保情報産業プラザ 管理事務所

T E L : 0956-20-5051

F A X : 0956-39-2810

E-mail : info@sasebo-jsp.jp



1棟1F 平面図